

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小樽市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小樽市長

公表日

令和7年4月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の内容	・軽自動車等を所有し、本市に納税義務を負うものに対し軽自動車税を賦課、納税通知書を送付する。 ・特定個人情報ファイルは地方税法及び小樽市税条例に基づき、次の業務に利用する。 ①納税義務者の氏名・性別・生年月日・住所の確認 ②氏名、住所の変更等の確認 ③納税通知書の送付先の確認 ④死亡・転出等による納税義務継承の把握 ⑤転出者に対する異動のお知らせ発送のための居所把握 ⑥納税証明書発行時の氏名・住所の表示 ⑦公金受取口座の把握
③対象人数	＜選択肢＞ [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	軽自動車税システム	
②システムの機能	・軽自動車税付加機能: 基準日に軽自動車等を所有するものに対し、車種に応じた軽自動車税を賦課、納税通知書を作成する。 ・納税義務者情報管理機能: 氏名・住所などの異動情報を逐次更新する。 ・車輛異動管理機能: 申告書に基づき、軽自動車等車輛の新規、廃車等を管理する。 ・税証明等発行機能: 納税証明、標識交付証明書等を発行する。 ・減免申請管理機能: 市条例に基づく市税減免車輛を管理する。 ・各種統計資料作成機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他 (	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム2～5

システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能 11. 自己情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能 12. お知らせ機能 お知らせ情報提供対象へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム3	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	1. 宛名情報等の管理機能 宛名情報等を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 2. 既存システムとの連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能 3. 宛名番号付番機能 統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する機能、また、各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し各事務システム及び中間サーバに対し返却する機能 4. 中間サーバーとの連携機能 中間サーバー、又は中間サーバー接続端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 中間サーバー ）
システム4	
①システムの名称	軽自動車検査情報市区町村提供システム
②システムの機能	・一般社団法人全国軽自動車協会連合会から提供された軽自動車検査情報(車両番号、車台番号、所有者の氏名や住所、使用の本拠の位置、初度検査月日、燃料の種類、燃費性能など)に、経年車重課及びグリーン化特例(軽課)の対象区分を判定した結果並びに使用の本拠の位置等に対応する「全国町・字ファイル」の「町・字コード」を付加したものを市区町村に提供するWebシステム ・検査情報(更新情報)をダウンロードし、軽自動車税申告書の記載内容の適否を確認する。 ・賦課期日における市区町村内の軽自動車一覧をダウンロードし、課税対象車両との照合に利用する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名		
軽自動車税ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制度）及び別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	財政部 市民税課、納税課	
②所属長の役職名	市民税課長、納税課長	
7. 他の評価実施機関		
—		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
軽自動車税ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	軽自動車等を所有し、本市において納税義務を負う者	
その必要性	軽自動車税を賦課するにおいて、納税義務者の氏名・性別・生年月日・住所の把握は極めて重要であるため。	
④記録される項目	50項目以上100項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☒ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()	
	その妥当性	・個人番号及びその他識別番号:納税義務者を正確に特定するために保有。 ・4情報:納税義務者へ納税通知書を送付するため。 ・障害者福祉関係情報:減免の適用を正確に行うため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	財政部 市民税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☒ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 （ 生活環境部戸籍住民課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☒ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③使用目的 ※		公平・正確な軽自動車税賦課のため
④使用の主体	使用部署	財政部市民税課
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		I 賦課に関する業務 ・申告書の記載内容から登録する車両とその所有者(納税義務者)を特定する。 ・車両の新規登録、廃車、譲渡等、異動処理を随時、行う。 ・毎年、4月1日の車両所有者に対し、その車種に応じた軽自動車税を賦課し、納税通知書を送付する。 II 各種証明書発行に関する事務 ・車検等に必要となる納税証明書を発行する(通常は、納税通知書に添付されているが紛失した場合など)。 III 納税義務者管理業務 ・上記、車両の異動処理のほか、納税義務者の死亡、転出等を把握することにより適正な課税を行う。
	情報の突合	住民票関係情報と突合して、納税義務者の特定、異動を把握する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1	軽自動車税システムの運用保守
①委託内容	軽自動車税システムの運用保守
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	日本電気株式会社北海道支社
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法 委託先は、本業務の個人情報を取り扱う業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、個人情報を取り扱う業務の着手前に、書面により再委託する旨を申請し、その承認を得なければならない。
	⑥再委託事項 軽自動車税システムの運用保守
委託事項2～5	

委託事項2		軽自動車税システムの移行・運用
①委託内容		軽自動車税システムの移行・運用
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 HBA
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	＜ガバメントクラウド上での軽自動車税システム運用環境の構築・運用＞ 「適切な委託先の選定」に関して以下を実施し、個人番号は扱わない旨の契約をするため「必要かつ適切な監督」は不要とする。 ①委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務、再委託先の事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨、再委託先の事業者が適切にアクセス制御を行う等の措置が講じられている旨について記載した書面による再委託申請の提出を受ける(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。 ②対象となる事務処理システムをクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置するために、設置場所(クラウド)のセキュリティ対策を再委託先事業者が実施する場合には、当該事業者は、次の条件を満たすものとする。 ・情報システムの設計・開発に係る品質管理体制について「ISO 9001:2008」、組織としての能力成熟度について「CMMIレベル3以上」のうち、いずれかの認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・情報セキュリティに関して「ISO/IEC 27001」又は「JIS Q 27001」の認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・クラウドセキュリティに関して「ISO/IEC 27017」又は「CSマーク・ゴールド」の認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・クラウドサービス事業者が提示する責任共有モデルを理解し、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化 etc)をどのように確保したかを確認できること。 ・対象となる事務処理システムを理解しており、当該システムの導入実績(導入予定でも可)があること。 ＜軽自動車税システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用＞ 「適切な委託先の選定」に関して以下を実施し、個人番号は扱わない旨の契約をするため「必要かつ適切な監督」は不要とする。 ①委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務、再委託先の事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨、再委託先の事業者が適切にアクセス制御を行う等の措置が講じられている旨について記載した書面による再委託申請の提出を受ける(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。 ②対象となる事務処理システムの開発環境をクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築することを再委託先事業者が実施する場合には、当該事業者は、次の条件を満たすものとする。 ・情報システムの設計・開発に係る品質管理体制について「ISO 9001:2008」、組織としての能力成熟度について「CMMIレベル3以上」のうち、いずれかの認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・情報セキュリティに関して「ISO/IEC 27001」又は「JIS Q 27001」の認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・クラウドサービス事業者が提示する責任共有モデルを理解し、対象となる事務処理システムの開発環境におけるセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化 etc)をどのように確保したかを確認できること。 ・対象となる事務処理システムを理解しており、当該システムについてDevOps(CI/CD)を取り入れた開発実績(開発予定でも可)があること。 ③クラウドサービス事業者が保有・管理する環境(AWS、Azure等)に当該保守環境を設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施することになるため、クラウドサービス事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証(クラウドサービスのための情報セキュリティ規格)の認証を取得していること ・ISO/IEC27018(クラウドサービス上で扱う個人情報を保護することを目的とした規格)の認証を取得していること(結合・総合テストのために仮名加工情報を扱う場合)。
	⑥再委託事項	・ガバメントクラウド上での軽自動車税システム運用環境の構築・運用 ・軽自動車税システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜小樽市における措置＞ 特定個人情報は外部のデータセンターに設置したサーバー内に保管しており、サーバー室への入室を厳重に管理する。 サーバーへのアクセスは、ID/パスワードと静脈による二要素の認証を必要とするネットワークへのアクセスを経たのち、更に別のID/パスワードによる認証を必要とする。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける保管措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける消去措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・軽自動車税システムは、ガバメントクラウドのクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施するため、「⑤再委託の許諾方法」に記載のとおり「適切な委託先の選定」を行う。 ・軽自動車税関係ファイルは、軽自動車税システムのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ・保管期間経過後は、軽自動車税システムから適切に消去等を行い、消去等に係る記録を作成し、管理する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していることを確認する。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認する。 ・電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(authentication)、認可(authorization)、監査(audit)を行っている。 ・不正アクセスに関しては、ファイアウォール等による侵入阻止及び侵入検知対策を講じている。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 管理番号、2. 標識回収区分、3. ナンバーイメージ、4. 車種、5. 登録日、6. 消滅日、7. 受付日、8. 異動日、9. 異動事由、10. 異動理由、11. 所有者宛名番号、12. 所有者個人番号、13. 所有者世帯番号、14. 所有者氏名、15. 所有者カナ氏名、16. 所有者生年月日、17. 所有者住所、18. 所有者性別、19. 使用者宛名番号、20. 使用者個人番号、21. 使用者世帯番号、22. 使用者氏名、23. 使用者カナ氏名、24. 使用者生年月日、25. 使用者住所、26. 使用者性別、27. 所有権留保の売主宛名番号、28. 所有権留保の売主個人番号、29. 所有権留保の売主世帯番号、30. 所有権留保の売主氏名、31. 所有権留保の売主カナ氏名、32. 所有権留保の売主生年月日、33. 所有権留保の売主住所、34. 所有権留保の売主性別、35. 納税義務者区分、36. 定置場住所、37. 軽自税管轄、38. 標識番号、39. 車名、40. 型式、41. 年式、42. 原動機番号、43. 車台番号、44. 認定番号、45. 排気量、46. 動力、47. 形状、48. 初度検査年月、49. 税率の特例、50. 用途、51. 所有者区分、52. 車検年月日、53. 課税区分、54. 標準税額、55. 差引課税額、56. 減免管轄、57. 課税額、58. 依頼区分、59. 減免区分、60. 減免額、61. 依頼市町村、62. 取扱業者宛名番号、63. 取扱業者名称、64. 取扱業者カナ名称、65. 取扱業者所在地、66. 旧納税義務者宛名番号、67. 旧納税義務者名称、68. 旧納税義務者カナ名称、69. 旧納税義務者所在地、70. 備考、71. 付箋情報、

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・窓口で收受する申告書に関しては、運転免許証の提示を求めるなど申告内容に過ちがないよう指導している。 ・関係機関から回送される申告書に関しても、住民票を元に氏名・住所等が記載されており、申告書誤記載によるリスクはほぼない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・軽自動車税システムには、納税義務者以外の情報は保有しない。 ・庁内連携される情報については、軽自動車税賦課に必要最小限のもの(4情報)に限る。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・軽自動車税システムにアクセスできる者を限定し、ID及びパスワード認証により制限されている。
その他の措置の内容	・パスワードを定期的に変更している。 ・ログイン情報を記録し、操作者の特定を可能としている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

(移行作業時に関する措置)

特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。

- ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御する。
- ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。
- ・移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。
- ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。
- ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業員に対して周知徹底を行う。
- ・テストデータの生成にあたっては、特定個人情報(氏名、住所及び記号・番号等の個人を特定できる情報を含む。)をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、かつ、必要最小限のテストデータのみを生成する。
- ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。
- ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。
- ・利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去する。
- ・利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)等の遵守について規定 ・特定の従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないよう規定 ・個人情報にかかる秘密の保持、収集の制限、安全確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、資料等の返還、従事者への研修、事故報告、取扱記録の作成、運搬方法について規定	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可の無い再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		〔 〇 〕 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[	＜選択肢＞ 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することとなる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜不適切な方法で提供されるリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。

②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。

＜不適切な方法で提供されるリスクに対する中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

＜誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。

②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。

③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

＜その他のリスク及びそのリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜その他のリスク及びそのリスクに対する中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置する。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入する。 ・OSには随時セキュリティパッチ適用を実施する。 ・移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ・<ガバメントクラウドにおける措置> ・(物理的安全管理措置) ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ・(技術的安全管理措置) ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(令和6年7月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜業務システムの運用における措置＞

個人情報保護法のほか、小樽市が保有する情報資産を保護するための対策方針として「小樽市情報セキュリティポリシー」を策定しており、情報の漏洩や紛失、盗難あるいはネットワークへの不正侵入等の脅威から、情報資産を守るための対策を講じている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ① 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
- ② 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ③ 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ④ 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

＜移行作業時に関する措置＞

- ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。
- ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

- ・データの廃棄時は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<小樽市における措置> ①軽自動車税システムを扱う職員に対し、個人情報の保護について課内研修を実施している。 ②違反行為を行った者に対しては、当該職員等のネットワーク又は情報システムを使用する権利を停止あるいは剥奪することができるほか、罰則規定を設けている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ③中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
②請求方法	個人情報保護法及び小樽市個人情報保護法施行細則の規定に基づき、指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年1月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I-6②所属長	市民税課長事務取扱 税務長 高谷 研司	市民税課長 笹田 泰生	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成29年5月31日	I-6②所属長	市民税課長 笹田 泰生	市民税課長 進藤 広典	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成29年12月1日	I-2システム2②システムの機能	・符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ・情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ・情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ・既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 ・情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ・情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能	事後	精査による。

平成29年12月1日	I-2システム2②システムの機能	・データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 ・セキュリティ管理機能 特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する。 ・職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 ・システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能 11. 自己情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の個人情報（連携情報）及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能 12. お知らせ機能 お知らせ情報提供対象へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能	事後	精査による。
------------	------------------	--	---	----	--------

平成29年12月1日	I-2システム4	(記載なし)	①システムの名称 軽自動車検査情報市区町村提供システム ②システムの機能 ・一般社団法人全国軽自動車協会連合会から提供された軽自動車検査情報(車両番号、車台番号、所有者の氏名や住所、使用の本拠の位置、初度検査月日、燃料の種類、燃費性能など)に、経年車重課及びグリーン化特例(軽課)の対象区分を判定した結果並びに使用の本拠の位置等に対応する「全国町・字ファイル」の「町・字コード」を付加したものを市区町村に提供するWebシステム ・検査情報(更新情報)をダウンロードし、軽自動車税申告書の記載内容の適否を確認する。 ・賦課期日における市区町村内の軽自動車一覧をダウンロードし、課税対象車両との照合に利用する。 [○]税務システム	事後	システム運用開始による追加
平成29年12月1日	I-4法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法令上の根拠明示
平成29年12月1日	I-5②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の27の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	法令上の根拠明示
平成29年12月1日	II-6保管場所	<小樽市における措置> 入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、サーバーへのアクセスは、ID/パスワードによる認証を必要としている。	<小樽市における措置> 特定個人情報は外部のデータセンターに設置したサーバー内に保管しており、サーバー室への入室を厳重に管理する。サーバーへのアクセスは、ID/パスワードと静脈による二要素の認証を必要とするネットワークへのアクセスを経たのち、更に別のID/パスワードによる認証を必要とする。	事後	ネットワークのセキュリティ強化に伴う認証方法等の変更

平成29年12月1日	Ⅲ-6リスク1 リスクに対する措置の内容	第19条第14号	第19条第15号	事後	法令の改正に伴う変更
平成29年12月1日	Ⅲ-10	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ③中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ④中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 ⑤中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ③中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後	精査による。
平成31年3月15日	I-2システム3②システムの機能	4. 中間サーバとの連携機能 中間サーバ、又は中間サーバ端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能	4. 中間サーバーとの連携機能 中間サーバー、又は中間サーバー接続端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能	事後	精査による。
平成31年3月15日	I-6②所属長の役職	市民税課長 進藤 広典	市民税課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成31年3月15日	Ⅲ-6リスク1 リスクに対する措置の内容	第19条第15号	第19条第16号	事後	法令の改正に伴う変更
令和2年1月31日	V-1①実施日	2015/1/15	2020/1/31	事後	特定個人情報保護評価の再実施

令和3年11月4日	I-5②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制度)及び別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制度)及び別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	法令改正による。
令和3年11月4日	Ⅲ-6リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法令改正による。
令和4年12月27日	I-1②事務の内容	・特定個人情報ファイルは地方税法及び小樽市税条例に基づき、次の業務に利用する。 ①納税義務者の氏名・性別・生年月日・住所の確認 ②氏名、住所の変更等の確認 ③納税通知書の送付先の確認 ④死亡・転出等による納税義務継承の把握 ⑤転出者に対する異動のお知らせ発送のための居所把握 ⑥納税証明書発行時の氏名・居所の表示	・特定個人情報ファイルは地方税法及び小樽市税条例に基づき、次の業務に利用する。 ①納税義務者の氏名・性別・生年月日・住所の確認 ②氏名、住所の変更等の確認 ③納税通知書の送付先の確認 ④死亡・転出等による納税義務継承の把握 ⑤転出者に対する異動のお知らせ発送のための居所把握 ⑥納税証明書発行時の氏名・居所の表示 ⑦公金受取口座の把握	事前	公金受取口座情報を利用するため
令和4年12月27日	I-6①部署	財政部 市民税課	財政部 市民税課、納税課	事前	公金受取口座情報を利用するため
令和4年12月27日	I-6②所属長の役職	市民税課長	市民税課長、納税課長	事前	公金受取口座情報を利用するため
令和5年4月3日	Ⅲ-4規定の内容	・小樽市個人情報保護条例等の遵守について規定	・個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)等の遵守について規定	事後	個人情報保護法の地方公共団体への適用による。
令和5年4月3日	Ⅲ-7特定個人情報の保護・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	〈業務システムの運用における措置〉 小樽市個人情報保護条例のほか、小樽市が保有する情報資産を保護するための対策方針として「小樽市情報セキュリティポリシー」を策定しており、情報の漏洩や紛失、盗難あるいはネットワークへの不正侵入等の脅威から、情報資産を守るための対策を講じている。	〈業務システムの運用における措置〉 個人情報保護法のほか、小樽市が保有する情報資産を保護するための対策方針として「小樽市情報セキュリティポリシー」を策定しており、情報の漏洩や紛失、盗難あるいはネットワークへの不正侵入等の脅威から、情報資産を守るための対策を講じている。	事後	個人情報保護法の地方公共団体への適用による。

令和5年4月3日	Ⅳ－1②請求方法	小樽市個人情報保護条例及び同条例施行規則の規定に基づき、指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	個人情報保護法及び小樽市個人情報保護法施行細則の規定に基づき、指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	個人情報保護法の地方公共団体への適用による。
令和7年4月1日	Ⅰ－4法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法令改正による。
令和7年4月1日	Ⅰ－5②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制度)及び別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制度)及び別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法令改正による。
令和7年4月1日	Ⅱ－4委託の有無	1件	2件	事前	業務委託追加による
令和7年4月1日	Ⅱ－4委託事項2	(記載なし)	軽自動車税システムの移行・運用	事前	業務委託追加による
令和7年4月1日	Ⅱ－4委託事項2①委託内容	(記載なし)	軽自動車税システムの移行・運用	事前	業務委託追加による
令和7年4月1日	Ⅱ－4委託事項2②委託先における取扱者数	(記載なし)	10人以上50人未満	事前	業務委託追加による
令和7年4月1日	Ⅱ－4委託事項2③委託先名	(記載なし)	株式会社 HBA	事前	業務委託追加による
令和7年4月1日	Ⅱ－4委託事項2④再委託の有無	(記載なし)	再委託する	事前	業務委託追加による

令和7年4月1日	Ⅱ-4委託事項2⑤再委託の 許諾方法 修正①	(記載なし)	＜ガバメントクラウド上での軽自動車税システム運用環境の構築・運用＞ 「適切な委託先の選定」に関して以下を実施し、個人番号は扱わない旨の契約をするため「必要かつ適切な監督」は不要とする。 ①委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務、再委託先の事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨、再委託先の事業者が適切にアクセス制御を行う等の措置が講じられている旨について記載した書面による再委託申請の提出を受ける(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。 ②対象となる事務処理システムをクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置するために、設置場所(クラウド)のセキュリティ対策を再委託先事業者が実施する場合には、当該事業者は、次の条件を満たすものとする。 ・情報システムの設計・開発に係る品質管理体制について「ISO 9001:2008」、組織としての能力成熟度について「CMMIレベル3以上」のうち、いずれかの認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・情報セキュリティに関して「ISO/IEC 27001」又は「JIS Q 27001」の認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・クラウドセキュリティに関して「ISO/IEC 27017」又は「CSマーク・ゴールド」の認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。	事前	業務委託追加による
----------	--	--------	---	----	-----------

令和7年4月1日	Ⅱ-4委託事項2⑤再委託の 許諾方法 修正②	修正①のとおり	・クラウドサービス事業者が提示する責任共有モデルを理解し、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを確認できること。 ・対象となる事務処理システムを理解しており、当該システムの導入実績(導入予定でも可)があること。 ＜軽自動車税システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用＞ 「適切な委託先の選定」に関して以下を実施し、個人番号は扱わない旨の契約をするため「必要かつ適切な監督」は不要とする。 ①委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務、再委託先の事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨、再委託先の事業者が適切にアクセス制御を行う等の措置が講じられている旨について記載した書面による再委託申請の提出を受ける(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 ②対象となる事務処理システムの開発環境をクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築することを再委託先事業者が実施する場合には、当該事業者は、次の条件を満たすものとする。 ・情報システムの設計・開発に係る品質管理体制について「ISO 9001:2008」、組織としての能力成熟度について「CMMIレベル3以上」のうち、いずれかの認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。	事前	業務委託追加による
----------	--	---------	--	----	-----------

令和7年4月1日	Ⅱ-4委託事項2⑤再委託の 許諾方法 修正③	修正①のとおり	・情報セキュリティに関して「ISO/IEC 27001」又は「JIS Q 27001」の認証を受けている事業者（事業者内の一部組織でも可）であること。 ・クラウドサービス事業者が提示する責任共有モデルを理解し、対象となる事務処理システムの開発環境におけるセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを確認できること。 ・対象となる事務処理システムを理解しており、当該システムについてDevOps(CI/CD)を取り入れた開発実績(開発予定でも可)があること。 ③クラウドサービス事業者が保有・管理する環境(AWS、Azure等)に当該保守環境を設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施することになるため、クラウドサービス事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証(クラウドサービスのための情報セキュリティ規格)の認証を取得していること ・ISO/IEC27018(クラウドサービス上で扱う個人情報保護することを目的とした規格)の認証を取得していること(結合・総合テストのために仮名加工情報を扱う場合)。	事前	業務委託追加による
令和7年4月1日	Ⅱ-4委託事項2⑥再委託事項	(記載なし)	・ガバメントクラウド上での軽自動車税システム運用環境の構築・運用 ・軽自動車税システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用	事前	業務委託追加による

令和7年4月1日	II-6保管場所 修正①	＜小樽市における措置＞ 特定個人情報とは外部のデータセンターに設置したサーバー内に保管しており、サーバー室への入室を厳重に管理する。 サーバーへのアクセスは、ID/パスワードと静脈による二要素の認証を必要とするネットワークへのアクセスを経たのち、更に別のID/パスワードによる認証を必要とする。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける保管措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける消去措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	＜小樽市における措置＞ 特定個人情報とは外部のデータセンターに設置したサーバー内に保管しており、サーバー室への入室を厳重に管理する。 サーバーへのアクセスは、ID/パスワードと静脈による二要素の認証を必要とするネットワークへのアクセスを経たのち、更に別のID/パスワードによる認証を必要とする。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける保管措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける消去措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事前	業務委託追加による
----------	-----------------	---	---	----	-----------

令和7年4月1日	Ⅱ-6保管場所 修正②	修正①のとおり	<ガバメントクラウドにおける措置> ・軽自動車税システムは、ガバメントクラウドのクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施するため、「⑤再委託の許諾方法」に記載のとおり「適切な委託先の選定」を行う。 ・軽自動車税関係ファイルは、軽自動車税システムのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ・保管期間経過後は、軽自動車税システムから適切に消去等を行い、消去等に係る記録を作成し、管理する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していることを確認する。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認する。 ・電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(authentication)、認可(authorization)、監査(audit)を行っている。 ・不正アクセスに関しては、ファイアウォール等による侵入阻止及び侵入検知対策を講じている。	事前	業務委託追加による
----------	----------------	---------	---	----	-----------

令和7年4月1日	Ⅲ-3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 修正①	—	(移行作業時に関する措置) 特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御する。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業員に対して周知徹底を行う。 ・テストデータの生成にあたっては、特定個人情報(氏名、住所及び記号・番号等の個人を特定できる情報を含む。)をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、かつ、必要最小限のテストデータのみを生成する。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。	事前	業務委託追加による
令和7年4月1日	Ⅲ-3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 修正②	修正①のとおり	・利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去する。 ・利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去する。	事前	業務委託追加による

令和7年4月1日	Ⅲ-7 その他の措置の内容 修正①	・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置する。 ・コンピュータウィルス対策ソフトウェアを導入する。 ・OSには随時セキュリティパッチ適用を実施する。	・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置する。 ・コンピュータウィルス対策ソフトウェアを導入する。 ・OSには随時セキュリティパッチ適用を実施する。 ＜移行作業時に関する措置＞ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ (物理的安全管理措置) ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	業務委託追加による
----------	----------------------	---	--	----	-----------

令和7年4月1日	Ⅲ-7 その他の措置の内容 修正②	修正①のとおり	(技術的安全管理措置) ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(令和6年7月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	業務委託追加による
----------	----------------------	---------	---	----	-----------

令和7年4月1日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 修正①	＜業務システムの運用における措置＞ 個人情報保護法のほか、小樽市が保有する情報資産を保護するための対策方針として「小樽市情報セキュリティポリシー」を策定しており、情報の漏洩や紛失、盗難あるいはネットワークへの不正侵入等の脅威から、情報資産を守るための対策を講じている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	＜業務システムの運用における措置＞ 個人情報保護法のほか、小樽市が保有する情報資産を保護するための対策方針として「小樽市情報セキュリティポリシー」を策定しており、情報の漏洩や紛失、盗難あるいはネットワークへの不正侵入等の脅威から、情報資産を守るための対策を講じている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜移行作業時に関する措置＞ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。	事前	業務委託追加による
令和7年4月1日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 修正②	修正①のとおり	・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・データの廃棄時は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	業務委託追加による

令和7年4月1日	Ⅲ- 10その他のリスク対策 修正①	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ③中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ③中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	業務委託追加による
令和7年4月1日	Ⅲ- 10その他のリスク対策 修正②	修正①のとおり	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	業務委託追加による

令和7年4月1日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	1. 個人番号、2. 管理番号、3. ナンバーイメージ、4. 車種、5. 新規購入日、6. 登録日、7. 消滅日、8. 受付日、9. 異動日、10. 異動事由、11. 異動理由、12. 所有者宛名番号、13. 所有者世帯番号、14. 所有者世帯識別、15. 所有者漢字氏名、16. 所有者カナ氏名、17. 所有者生年月日、18. 所有者住所、19. 所有者性別、20. 使用者宛名番号、21. 使用者世帯番号、22. 使用者世帯識別、23. 使用者漢字氏名、24. 使用者カナ氏名、25. 使用者生年月日、26. 使用者住所、27. 使用者性別、28. 所有権留保の売主宛名番号、29. 所有権留保の売主世帯番号、30. 所有権留保の売主世帯識別、31. 所有権留保の売主漢字氏名、32. 所有権留保の売主カナ氏名、33. 所有権留保の売主生年月日、34. 所有権留保の売主住所、35. 所有権留保の売主性別、36. 納税義務者区分、37. 定置場住所、38. 軽自税管轄、39. 標識番号、40. 車名、41. 型式、42. 年式、43. 原動機番号、44. 車台番号、45. 認定番号、46. 排気量、47. 動力、48. 形状、49. 用途、50. 車検年月日、51. 課税区分、52. 標準税額、53. 差引課税額、54. 減免管轄、55. 課税額、56. 依頼区分、57. 減免区分、58. 減免額、59. 依頼市町村、60. 取扱業者、61. 取扱業者名称、62. 取扱業者所在地、63. 旧納税義務者宛名番号、64. 旧納税義務者名称、65. 旧納税義務者所在地、66. 付箋情報、	1. 管理番号、2. 標識回収区分、3. ナンバーイメージ、4. 車種、5. 登録日、6. 消滅日、7. 受付日、8. 異動日、9. 異動事由、10. 異動理由、11. 所有者宛名番号、12. 所有者個人番号、13. 所有者世帯番号、14. 所有者氏名、15. 所有者カナ氏名、16. 所有者生年月日、17. 所有者住所、18. 所有者性別、19. 使用者宛名番号、20. 使用者個人番号、21. 使用者世帯番号、22. 使用者氏名、23. 使用者カナ氏名、24. 使用者生年月日、25. 使用者住所、26. 使用者性別、27. 所有権留保の売主宛名番号、28. 所有権留保の売主個人番号、29. 所有権留保の売主世帯番号、30. 所有権留保の売主氏名、31. 所有権留保の売主カナ氏名、32. 所有権留保の売主生年月日、33. 所有権留保の売主住所、34. 所有権留保の売主性別、35. 納税義務者区分、36. 定置場住所、37. 軽自税管轄、38. 標識番号、39. 車名、40. 型式、41. 年式、42. 原動機番号、43. 車台番号、44. 認定番号、45. 排気量、46. 動力、47. 形状、48. 初度検査年月、49. 税率の特例、50. 用途、51. 所有者区分、52. 車検年月日、53. 課税区分、54. 標準税額、55. 差引課税額、56. 減免管轄、57. 課税額、58. 依頼区分、59. 減免区分、60. 減免額、61. 依頼市町村、62. 取扱業者宛名番号、63. 取扱業者名称、64. 取扱業者カナ名称、65. 取扱業者所在地、66. 旧納税義務者宛名番号、67. 旧納税義務者名称、68. 旧納税義務者カナ名称、69. 旧納税義務者所在地、70. 備考、71. 付箋情報、	事後	精査による。
----------	---------------------	---	---	----	--------